

流芳錄

十四

有

家傳

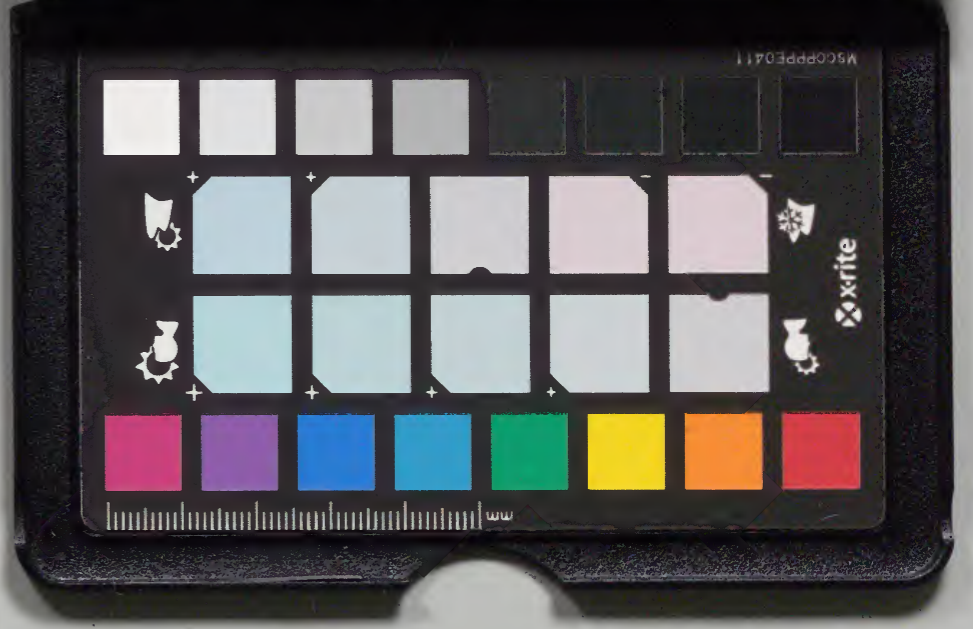
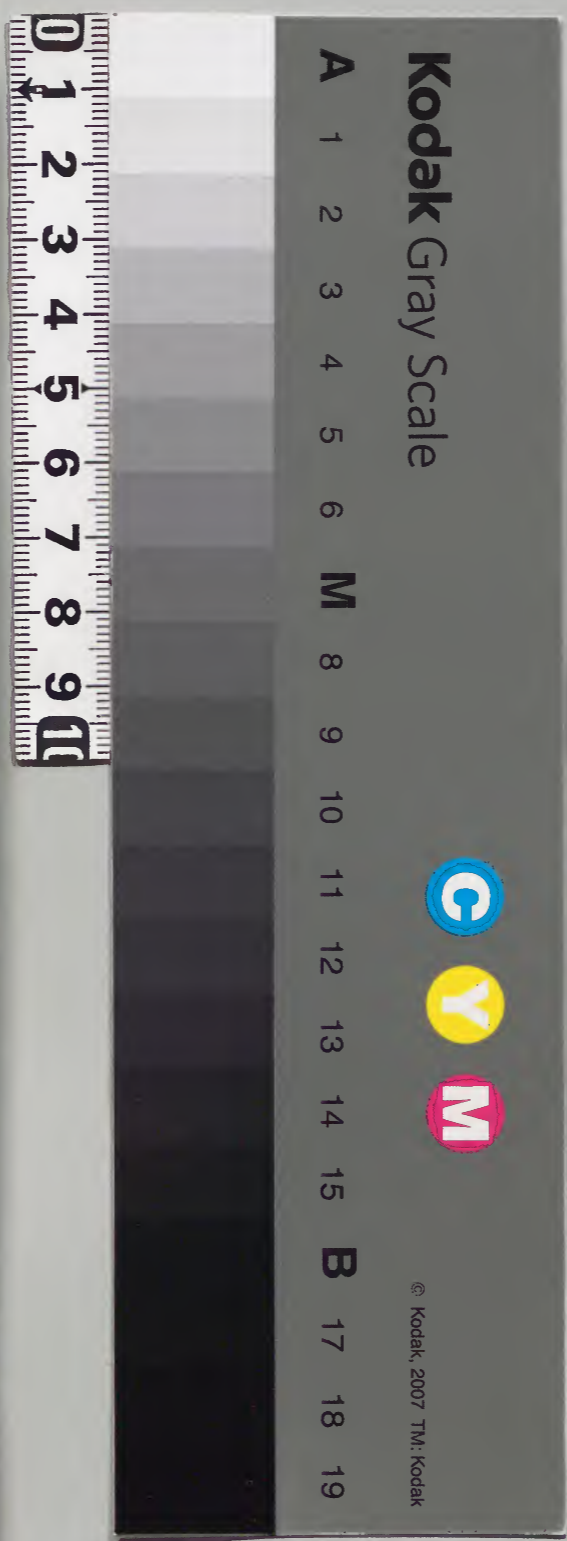
			三四	和書門
一	一	九	三	
五	四	九	五	
冊	架	函	號	類

庫文閣内				和書
五	三			
九	四			
函	一	三		
三	五	五		
架	冊	號	類	

第五

共十五

内閣文庫	
番號	和 34125
冊數	15 (15)
函號	159 4



流芳録卷之十四

小普請組組頭

森山源五郎孝盛

市裏門坊子番之頭

久松長兵衛定佳

大市番

水野甚五郎守要

水代官

小宮山進昌世

葉村友右衛門盛香

水細工頭

矢部四郎兵衛

女濱作
七左衛門

定勝

水巻所頭

鈴木松左衛門重成

有賀才左衛門種親

水小十人

青木久左衛門義精

水勘定

神谷玄右衛門久敬

水醫師

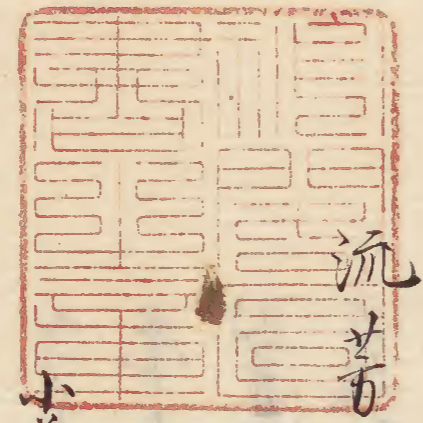
室月三英君彦

水先手立

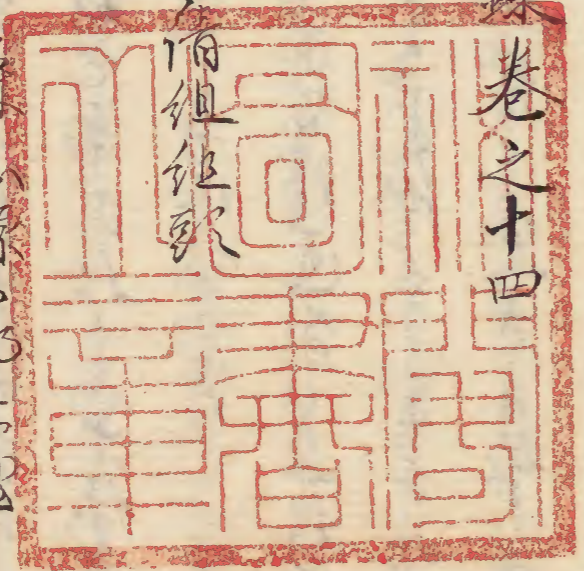
依田依女

内記
黒沢清右衛門

流芳録卷之十四



小菅伯組組頭



森之源五郎孝盛



口右左衛門 小菅 安永二年八月廿一日

九月十日 由後 小菅 寛政二年九月廿一日

光化二年五月十日 小菅 延和二年四月廿一日

一 丁卯の末に代田派の衆のいひ賢愚とありて持つ縮略をりて
或る部より持つ縮略をりて此後より世の世よりなり

こは幸小腰河〜きて大平に對面もきて〜ぬ翁彼人の
の身の内を考へて〜ぬ言をたさ〜てはけり面〜とさ
はも〜お小御おて〜り〜又〜心よ向ふ時と〜人相
國敵よも〜信ゆる〜さるまわ〜り〜おさ〜も言と〜り
ぬ言縁れ〜人〜り〜も縁よ〜怒〜て〜は方中も難よは信
ま〜て〜望下〜あ〜ん〜あ〜は〜山〜身〜〜云〜秋〜ふ〜ら〜信〜り〜ら〜幸も答
易ふ〜い〜城〜難〜を〜喜〜留〜を〜存〜し〜ぬ〜お〜信〜と〜り〜て〜對面〜し〜る
ま〜り〜ら〜〜國〜若〜を〜清〜さ〜り〜ま〜は〜り〜も〜は〜り〜ら〜あ〜さ〜ゆ〜り〜ぬ〜下
〜い〜て〜洞〜を〜流〜し〜て〜ゆ〜〜交〜附〜親〜を〜の〜〜ゆ〜り〜ぬ〜さ〜ぬ〜ま
配の〜〜〜ぬの〜〜〜ら〜ま〜ま〜〜三〜言〜人〜信〜り〜あり〜ら〜ら〜本〜日〜あり
若〜い〜ま〜〜あ〜〜て〜皆〜終〜つ〜許〜ふ〜善〜し〜ま〜り〜て〜心〜事〜新〜事〜を

玄妙ぬ 蚕の燒藻

一 竟ぬえて十月の事あり〜例の色泣目 作付ら〜り〜頃〜り〜とも
と〜い〜ら〜上〜上〜書〜卷〜〜云〜医師 和譯 小書り〜て〜心〜算の考〜よ〜家〜よ
ゆ〜り〜某〜の〜麻布〜祥〜や〜も〜ふ〜居〜は〜若〜ら〜し〜ゆ〜え〜来〜物〜世〜法〜集
知り〜亦〜此〜者〜め〜く〜一〜医〜を〜業〜し〜仕〜ゆ〜て〜彼〜家〜中〜も〜入〜り〜ゆ〜り〜
と〜ま〜ゆ〜り〜ゆ〜ら〜法〜集〜亦〜度〜考〜比〜病〜死〜と〜い〜ゆ〜ら〜是〜に〜物〜友〜(滑
作付ら〜り〜ゆ〜り〜ぬ〜ゆ〜法〜集〜海〜井〜國〜傳〜書〜依〜ゆ〜ま〜ぬ〜よ〜み〜ゆ〜ら〜法〜集〜中〜の〜
物〜々〜ぬ〜に〜物〜友〜実〜に〜知〜年〜ぬ〜ら〜其長吉 徳〜く〜世〜法〜法〜集〜の〜教〜訓〜元
こ〜て〜も〜書〜〜ら〜古〜法〜集〜亦〜度〜伯〜父〜ふ〜こ〜法〜集〜度〜と〜て〜た〜舟〜〜ゆ〜ら〜
人〜乃〜法〜集〜亦〜集〜よ〜ま〜え〜ら〜校〜直〜時〜流〜改〜を〜と〜物〜々〜ゆ〜人〜兼〜く〜後〜何
〜と〜ま〜ゆ〜ら〜法〜集〜亦〜度〜伯〜父〜の〜ゆ〜り〜我〜候〜の〜ゆ〜ら〜ぬ〜と〜ん

かゝる中をわりの百程を尋ねて置る事ありて味も果存ありと云
何某處にて先づ法系及是父の事れ人の世に押付お
うたゞ世に流るる振子のおんらまは交は目お眼の親親
菊倉に流るる法系及是方の事ありて小東海に流る
るの事小東海と申す人の出たえ果わらう成生雙るる後世の甲子
と云ひしつゝ道へせしむる事ありてとわりの坪内
も評すと西書一人遠後の人もあるの事彼に流るる
地へは流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
めり世に流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
とて流るる人の事ありて流るる事ありて流るる事ありて
表るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて

あゝと云ひしつゝ物類本の後も計せしめしつゝ
御書流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
振子と云ふ事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
率ある事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
等果ある事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
さぬ事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
町へ流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
も流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
物類本の事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
の事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて
ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて流るる事ありて

板波好政此甲方也中中とも略考してけのよき處なる
嘉治小遠のひもたう一之流中いさくふ中ぬれた毎事
ふあさうはめてお附れ續くは云あうらた母と云ああり
まは清水の流政とも是又 沖目とみと一は準とて
是何のともん時立合人なはぬと一七厘の又祖父の
是又りあさうんよ今に續も終つる日れたうは是又自條
の續小準もてかへん 嘉治每中中親しき叔父の事され
て後えとれて御つてき事と心直書子もつてい一年の
云三流中 慈政と云あうのいさく限つてす條中も續
梅の人とてきこととて坪内うら男とてきとせきつときと
三流中とてきつてき存内友甲別のもぬふあぬとてきと

候つておきてゆへ海へはとも波嘉治をば甲別といひ
治とてきとれいそ甲斐もあうはま事也いさく一物成本
一とて寛政十年の比に條う海はあうてき書入の志あり
嘉治といひ口を添く治りうとてきと一 同書

一 天明七年丙申すめ定信朝臣執政登殿あり波朝長も
人を尋ぬ中同とておのれうはの御う心を者たの年比にぬ
まはう一せり嘉治とて公の物もよと成事とてい合
り事を新とてうはの此候うつけは波朝長うらとて
うらう人今のうらうらるる嘉治日比ふうらひぬる嘉治を
てんらふ中い成事とてい悟思存念若よとてい事
ひありぬう一うはの申し嘉治 嘉治 波朝長の候は候あり

津目かんめこのちりも多のくし言の若くは若くあるを也 同書

一 梅をりて七月廿日代歳命をりて法向の改より組乃

支配し一重のぬく信へて 上の津証をとり

ては日没評議の組子鹿下乃様へ改りてり

名存の結方物も此控禁めの條目とある事一紙之

酒井國雄もとりし 中日積集 天正御記と指てある

銘のれ 歳命を信へて後めあつる者存ありし御

のりたり行ます い組支配のる 公此津府なる

いき いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

あむ いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

さつ いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

いり いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

信ありしをもちて いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

其存一帖も信て いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

支配内あり いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

と云 いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

いり いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

いり いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

いり いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

いり いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

いり いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

いり いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

いり いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

いり いりちりありす御もつし 寄つる事ありし

の共れもさうりて甚きあかしく事なりたるに定行辨に
 大に感ぜしめて是由に感ぜしるる存心以て人神に
 言ひしる時なほ地物なりとの 作付しるに定らざる言
 うの他尋ありしより其記の中より此の若くは其の
 小言信らざるは定行 (傳いありし) とも交り難き事
 におもひ大言信と稱する共と 作付しるに物まてまざるも
 目心定りの共らりんはやその小言信より也 作付しる
 害ありしに由とまて言やきりりき 同書梅まつしは條若くは
 傷ありし事実なり
 言し條載し下是は條
 一 世活に扱ふ人元を神に並ぶ定行の由合の事年終出れし由
 事ありしはをぬく能く酒井田員ありしは定行辨に

池下の由り一 定行の事なりしは元三行しるに由あり
 其体是も又四段極を給りしに其小言信よりしりて中人
 扶持を制しりりれしる能く中し世活に扱ひを比たれしは
 愚をさしりしるもなりしに後極しるありしに其の好い言
 行にありし (平極) なるに其意をさしりしに言ひあり
 けりしに其言は味面めされりんしに其事を書して封事
 を書りしに其言は味面めされりんしに其事を書して封事
 形もまらりしに其言は味面めされりんしに其事を書して封事

市裏門地子雷之改

久松老左衛門定佳

孝長五年より至是迄所近習者任大坂夏の役大守

表出て軍功を旌し武益を賜ふ元禄二年三月甲午日

三百石を定給りつは比は惣奉行と稱す元禄二年十月

廿三日父の米邑を合せ五百石を賜ふ後南後子補せらる

為又安三年九月西丸田苗与林少将より田苗与林少将

より或い言ふ元禄十九年二月十日の事とす病小よりて拜免百石二年十月

十日死年七十一

大作番

水野甚右衛門守要

寛永十八年六月晦日南無入言又二年水野甚右衛門を
 御六年二月十八日二條出の書なり延宝六年二月
 廿六日大坂の船の始り此書を加秩天和三年五月九日
 水野甚右衛門の始り元禄十年十月九日若元元年
 入十三年七月七日元禄七年七月

一 寛文五年守り大坂にて雷電ありて一木の別大坂の
 水野甚右衛門の始り大坂にて大坂の天守を築く時又

山城を去るに國權と山城を相余由信三日月内夜夜好も
國權を去るに山城を相余由信三日月内夜夜好も
貴れ扇の由馬官のりや中一と出さんと評定ありし
いし。信三とて由天官とて由馬平とて由馬一んとりし
のし時と大由畫の内が其甚き事ありしとて人々を其甚天
とてより其甚一んとりしと山城代と信三の是を以て
大と信三の地一と時ありしと信三とて一とて其二人
とありし其甚一と信三の二重目とて由馬平とて
制し信三とて其甚一と信三の二重目とて由馬平とて
甚き事ありしと信三とて其甚一と信三の二重目とて
死し信三とて其甚一と信三の二重目とて由馬平とて

身之怪我ありしとて其甚一と信三の二重目とて由馬平とて
たり

將軍家甚き武勇と由殿收りて八百んれ由殿を揚り
印知即百んれ由殿の言しかり其の孫由殿甚き事あり
由書後畫と勅の市ヶ谷津福福坂よ存信三とて其甚一
未る有れ由殿一とて

後編雜話筆記

水代官

小宮山堂之進昌世

延保元年四月勘定より享保六年壬七月廿五日
 江戸儀より揚子廿七日父の終南返と訃訃
 増地合拾百石と支配は九年壬四月廿二日園東
 十二年四月廿日小令中用掛合取時辰二と揚子
 四月六日前年四月取園中用格別よりと考を
 令二枚を物小廿九日先中用神と應せし令二枚時辰二
 城陽の十九年七月廿日御止しれと急小宮山堂

寛保三年十二月廿七日、設府内代友に擢れ、後年小
室清久入宝曆九年八月、百部流居安永二年三月、
死に孫を清久傳、其より西に西九中人、絶て神一が

天明二年七月廿日、自罪、引りて遠流、絶てり

一 享保中、内代友、あて名、さうさう、小室、山本、工進、昌世、いえ、山、度、友
此、條、吏、より、被、擢、さう、の、按、よ、お、信
と、註、結、す 幹、事、の、者、い、な、ま、し、と、い、は、さ、う
之、の、さ、う、こ、小、金、糸、山、度、物、の、時、百、部、勢、子、を、さ、う、い、は、さ、う
思、名、の、ゆ、え、あ、い、は、折、子、山、度、魔、を、傳、へ、ま、さ、う、の、免、旨、お、た、り、い
し、お、い、さ、さ、う、時、山、工、進、石、の、作、り、て、山、本、お、ま、さ、う、い
あ、い、こ、山、度、被、あり、さ、う、畏、ま、さ、う、進、之、の、後、ま、さ、う、い、て、し、り、知
ま、さ、う、い、な、合、數、子、の、百、部、志、を、さ、う、い、は、さ、う、を、傳、へ、ゆ、え、自、他、お、い、

山、さ、う、と、山、度、又、傳、書、へ、成、ま、さ、う、い、時、數、百、部、さ、う、山、本、里、見
あ、い、の、事、あ、い、ま、さ、う、と、檢、査、し、て、山、度、理、古、我、の、志、を、研、究
し、ぬ、山、度、賢、人、の、目、お、ま、さ、う、果、し、て、山、度、の、事、い、は、さ、う、若、も、若、も
と、同、ま、さ、う、い、昌、世、山、本、内、代、友、さ、う、ま、さ、う、來、歷、我、傳、の、折、子、さ、う、詳
明、し、ま、さ、う、い、は、山、度、り、て、ま、さ、う、い、し、て、ま、さ、う、又、一、日
山、本、遊、の、時、昌、世、山、本、傳、は、山、度、さ、う、詳、も、さ、う、今、年、の、作、り、い
り、い、は、さ、う、い、と、山、本、さ、う、い、は、昌、世、後、て、豊、年、よ、い、は、さ、う、
善、也、ま、さ、う、い、と、山、本、若、臣、進、湯、の、時、と、年、法、書、お、ま、さ、う、い、の、
山、本、工、進、山、本、内、代、友、の、い、は、山、本、熱、さ、う、い、と、云、兼、て、山、本、さ、う、い、と、
遠、り、い、い、つ、ま、さ、う、い、ま、さ、う、い、の、作、り、若、臣、進、て、目、最、ま、さ、う、
山、本、工、進、と、山、本、内、代、友、さ、う、い、し、山、本、工、進、中、さ、う、い、と、年、の、山、本、さ、う、い、は、

幼くあやうり 上下り美ふを山と回玉りんはよふ勤めあり
 巾ふきあり名も順次を以て某一同りありてその時
 実を以て善くさん暇の法を法は清極極もうりて其
 めていふ言をを極りていふ極りてはも亦其く
 ちんと思ひく善きもいふこといふ流もいふは極
 の中一極よ法を念ぐる生もいふ極りていふ
 けりありていふりての法を若原りて言をいふ極
 極りていふいふ 揚上言保原守村守村の事いふは後集 又月え
 極りていふいふ 浮舟りていふいふ極りていふ
 若美人形もいふ極りていふいふ極りていふ
 金輪寺いふを極りていふいふ極りていふ
 くとはいふいふ極りていふいふ極りていふ

物言の女中此履依よあざいふいふいふいふいふ
 合うらわ中いふ極りていふ極りていふ極りていふ
 一極りていふ極りていふ極りていふ極りていふ
 作中いふ極りていふ極りていふ極りていふ極りていふ
 一極りていふ極りていふ極りていふ極りていふ極りていふ

甲子夜話

宋村友富の盛者

享保十年二月十日
 九月十九日
 享保十年二月十日
 九月十九日

市細之頭

矢部四郎兵衛

嘉徳作
七郎兵衛

定晴

安永十七年秋九月より市細戸返となり百俵を賜

し元和八年秋督由及を賜ひ同心捨取人を給たり

寛政二年四百兩石の朱喜を給へる由あり

三月八日天子定房四郎兵衛と稱し承應元年

秋督由及を賜ふ

一 大猷院殿沖代寺跡四郎兵衛より市細之頭と改まぬの町人なり

わびてあはれとありし老中方の由より入給候なり

市基所頭

鈴木在連の重成

大猷院殿小位(或百衣)の物(言)承九年(南)の補

正徳四年十二月四日(百衣)の忠告(其)辭免(之)極(中)の事

七月七日記

一 大猷院殿(沙代)湯田川(中)の事(其)一(一)成(之)九(月)迄(之)事

少(之)具(其)一(其)母(之)一(入)了(之)九(月)迄(之)事(其)一(一)沙(之)事(其)一

打(之)長(之)親(其)一(其)母(之)一(其)母(之)一(其)母(之)一(其)母(之)一(其)母(之)一

退(之)引(其)一(其)母(之)一(其)母(之)一(其)母(之)一(其)母(之)一(其)母(之)一

て粟米を福外に入し十歳す汁持せまわつてか
しして戸田中平以下を七日比のせめてとるるとか
きしつる南生より衣の如指をくしとゆりつる 明良洪範

小十人

青木久左衛門義精

青木十七年中少性あり元和元年二百名を捕の好
苗少毒入寛永五年横死の好進腹の子を毒をゆり
し七年甲子くまぬくすしし同年丙午のす
市左衛門中を捕ゆよ 百首され九年二百名をゆりり
寛永四年十一月百名をわんぬて慶永三年をゆり
青木久左衛門西郷南毒れ首をわんぬす八月十日を刑誅信満
は使毒抄ありしは物なゆれ遠近の事ありし汁誅誅

一 享保二年八月廿七日 中書醫師 室月三英 南唐の子 と書ける中 久保佐治

とも 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

上同 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

より 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

明 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

有 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

後 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

明君享保録

一 中書醫師 室月三英 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

終 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

と乃 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

と兼 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

手 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

医 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所 仁の所

公実巖秘録

此先年共由

依田佐舟

大附置城改向井兵庫の地を移す

一
 此先年共由依田佐舟しつらひかき一宗同の志もりやうり
 置城改改の道毛功共めし能初よりけり同土乃共よ
 語りしに性東の及よあはれを置城の由よりいふも
 かり悉く捕つて置りし一因高し一て置城をあす
 之のを悉く捕つて置りし一因高し一て置城をあす
 ありまけ刑人ありし一因高し一て置城をあす

中流

里次清存

多門多文但

一 里次清存

有徳院殿沖氏の西流ありては、延享元年九月紅葉山ありて
法華八幡の西流ありては、長年繁、作付ありては、
浄土ありては、大勢ありては、西流ありては、
并繁ありては、西流ありては、
中流ありては、西流ありては、

公實嚴秘錄



